

いよいよマイナンバーがスタートします。

いよいよマイナンバーがスタートです。

10月5日に個人番号が揺られ、10月中旬から1か月ぐらいかけて、簡易書留で住民票の登録地に簡易書留で**個人番号の通知**が郵送されてきます。

そして、平成28年1月より、**個人カードの交付**が始まりますが、これは各個人が市区町村に行き、交付してもらうことになります。

そこで、今後の動きや対策等に関して 今回は**マイナンバー特集**にしました。

伊関社会保険労務士事務所として

現在、マイナンバー対策として 伊関社会保険労務士事務所は、社会的責任を認識し、次のような対策をしていきます。

1. 伊関事務所内の**特定個人情報取扱に関する基本方針**を作成いたします。
2. 伊関事務所の**特定個人情報取扱規程**を作成いたします。
3. **特定個人情報の取扱いに関する覚書**を作成する予定です。
社員さまのご安心のためにも是非 **御社と覚書を締結**させていただければと思います。

御社内の対応に関して

1. 従業員様向けに「マイナンバー制の周知徹底をしてください。
必要に応じて、**従業員向けレター**を配布してください。
(レターのサンプルがほしい場合は、お配りいたします。)
2. 従業員の方に最初にマイナンバーをご記入いただくのが、年末の年末調整に必要な「**扶養控除等異動申告書**」からになります。
3. マイナンバーを取得するには、会社から従業員に対して、**利用目的を明示する義務**があります。
こちらにも、**利用目的一覧**および**説明資料サンプル**を作成する予定です。
必要に応じて参考させていただければと思います。

H28年1月以降～

「扶養控除等異動申告書」の次としては、
行政手続きとして、**H28年1月提出分の雇用保険の手続きから**、
マイナンバーの記載が必要になります。

社会保険は、いろいろあるので、1年遅れのH29年1月を予定しています。
つまり、年明けの中途入社の方から、雇用保険の手続きに関しては、
マイナンバーの取得をお願いすることになります。
その場合は、前述の**利用目的の明示**を忘れずに行う必要があります。
さらに、**厳格な本人確認(写真等)**が必要です。(なりすまし防止)
これは、事業主の義務になります。

名言・格言

人生とは自転車のようなものだ。

倒れないようにするには

走らなければならない。

アインシュタイン

最低賃金額が確定しました！

埼玉	820円	10月	1日
千葉	817円	10月	1日
東京	907円	10月	1日
神奈川	905円	10月	18日

時給の見直しに注意してくださいね。

おすすめの店



店名:アマルフィイ デラセーラ

住所:神奈川県鎌倉市七里ガ浜1-5-10
(江ノ電の七里ガ浜駅)

電話:0467-32-2001

コメント:おそらく江ノ電沿線で一番景色のいいレストラン。
何度訪れても美しい。
でも予約ができない。
休日は30人待ち。
平日が**おすすめ**ですよ。

編集後記

9月はシルバーウィーク。
変な文化が定着したもんです。
子供はいいけど、親は・・・。
ということで、横浜・江ノ島という近場に2泊3日で旅行(?)してきました。
なんか充電ばかりしていますが、きちんと仕事もしていますよ。(汗)



(今度は横浜の)
元町



(今度は横浜の)
赤レンガ倉庫



(夜の)
新江ノ島水族館

経営者から「こんな会社を創りたい」
従業員から「こんな会社で働くことができよかった」と言ってもらえるような「理想の会社創り」
をご支援します。

伊関行政書士・社会保険労務士事務所
〒107-0061

東京都港区北青山1-4-1 ランジェ青山311号 電話03-6432-9395 携帯090-3964-9522